

近世・近代酒造業に関する会計史研究の展望

中村学園大学 土井 貴之

Prospects for Accounting Historical Research of Brewing Industry
on the Early Modern and Modern Period

Takayuki DOI
Nakamura Gakuen University

要旨

本稿は近世・近代酒造業研究を整理したうえで、会計史研究の展望を論じたものである。酒造業は中世より続く伝統産業で、「土産的、土着的、地主的な性質」¹なことから日本各地で営まれていることもあり、様々な研究が行われている。柚木[1987]の「酒造史参考文献目録」²によって先行研究のタイトルだけがまとめられたものの、会計史的な研究の言及はなく、先行研究の知見の整理も行われていない。本研究では、近世・近代酒造業研究を地域別に概観し、松井[1979]や大島[2016]を参考に 5 区分に整理するだけでなく会計的側面にも言及し、近世・近代酒造業の会計史研究の現状と課題を明らかにする。

キーワード

会計史 経済史 経営史 酒造業 在来産業 釀造簿記

はじめに

1989 年の雑誌『社会経済史学』第 55 卷第 2 号において、共通論題「日本における酒造業の展開—近世から近代へ—」が発表された。解題を担当した柚木[1989]が、日本経済の近代化への移行過程において、開国の影響を受け衰退していった在来産業が多い中で、酒造業は近代産業と同時併存して発展したとし、「わが国における代表的な伝統産業である酒造業に関して、近世から近代にかけての酒造業展開過程の問題を、主として社会経済史の視点から把握し、あわせて酒造業の有する歴史性を明確にしよう」³と述べている。近世・近代期の酒造業に関する研究は経済学・経営学的領域を中心に数多く存在するが、会計学領域の研究は少ない。会計史研究は、「他の会計研究や会計教育の現場で生じている問題点解決のために貢献すること、ないしは役立つことがある」⁴だけでなく、「経済史、経営史研究のための道路工事、あるいは、工具作りの役割」⁵もある。近世の三井家の経営と帳合法を事例とし

て、会計史研究と経営史研究の接点を考察している飯野[2015]のように、近世・近代酒造業の会計史研究が行われることで、会計学だけでなく経済学や経営学等の隣接する分野の発展にも貢献できると考える。

本稿は以下のように構成される。第1章では、近世・近代酒造業研究を整理し、会計的側面の研究が言及されていないことを明らかにする。第2章では、近世・近代酒造業に関する会計史研究を整理し、第3章では今後の展望について考察する。

第1章 近世・近代酒造業研究の整理

酒造業は地域格差が比較的少ない点と、酒造業者数が多くそのほとんどが零細業者であったという点において、「土産的、土着的、地主的な性質」であるため、全国各地の酒造業を対象とした研究が行われている。CiNii・Google Scholar・J-STAGE・JAIRO より、「酒」・「醸造」・「杜氏」をキーワードに、①対象期間は江戸期・明治期・大正期・昭和戦前期（昭和 20[1945]年まで）とし、②酒の醸造技術に特化された自然科学領域の研究や酒に含まれるアルコールの人体等に及ぼす影響を研究した医学的・社会学的な内容と、③コラムや見聞録のようなものを除いて抽出した結果、300 ほどの文献を確認した。なお、本稿では 90% を超える清酒造業に限定して研究を進める。まず、文献を日本三大銘醸地である灘（兵庫）、伏見（京都）、西条（広島）とその他の地域ごとに概観する。次に、松井[1979]と大島[2016]を参考に、近世・近代酒造業研究を①雇用的側面、②技術的側面、③資本的側面、④流通的側面、⑤産地的側面の 5 つに分類するとともに、会計的側面の言及がないことを指摘する。

（1）灘酒造業に関する主な研究

柚木[1940]では、近世灘酒造業研究には時代的特性と経済的特性があると指摘している。時代的特性として、徳川幕府の「米遣い経済」⁶のもとで米価調整のための酒造統制、酒造株、酒運上・冥加金といった酒造政策を含めた考察が行われている。一方の経済的特性として、酒造業は近世初期にマニファクチャの段階（近代的）に達していたが、酒造家は純粋な産業資本家ではなく「地主的要素並商業＝利貸資本家の要素」⁷を兼ね備え、蔵人等の労働形態も純粋な雇用関係ではなく主従の温情的関係であったされる。

柚木[1965]では近世の中期から後期まで、柚木[1987]では近世から明治期前半までの灘酒造業に関する研究が行われている。灘酒造業の文化・文政期（1804 年～1829 年）の飛躍的発展は、水車精米や酒造仕込方法の技術的要因と製品である清酒を江戸まで運送する樽廻船によりもたらされたとし、柚木[1998]では明治政府の酒造政策や酒屋会議等をふまえたうえで、近世後期から明治期までの酒造業の展開を明らかにしている。

二宮[2016]は、江戸酒問屋主導で展開された酒の販売について、灘酒造家が実施した明治期後半以降の販路拡大には、地方市場の開拓と東京市場の再編の 2 つがあったと指摘している。前者の事例となる嘉納家（白鶴）は、樽詰清酒の流通システムに対して、明治 34[1901]年に 1 升瓶での販売を開始、菊正宗（本嘉納家）の関西一手販売先を引き受け、北海道から九州まで特約店を開設し、大正期には大日本麦酒株式会社や亀甲万醤油の特約取引を開始

するなど販路拡大に成功した。後者の事例となる西宮酒造（日本盛）は東京市場に進出する際、明治 29[1896]年には東京酒問屋組合加入の問屋 20 店のうち 17 店と取引を行うことで販売高を増加させた。特に三橋本店、富士本商店、升本商店、鹿島屋、金星鈴木商店との取引高の割合を高め（約 65%）、積極的に商標登録を行い（明治 34[1901]年：84 種、大正元[1912]年：136 種）つつ、最上級の「飛切（約 30%）」の販売に力を注いだ。

（2）伏見酒造業に関する主な研究

石川[1989a, 1989b, 1991]によれば、伏見酒造業者と杜氏との間で賃金契約が結ばれ、それ以外の蔵人の賃金は杜氏が決めて支払っていた。しかし、大正期になると伏見酒造業の急激な発展にともなって蔵人の争奪がみられ、伏見酒造組合で蔵人の移動と賃金を規制したとされる。また、石川[1989c]では、大倉恒吉商店（現在の月桂冠株式会社で、以下、月桂冠とする）を事例として、技術革新と市場開拓に焦点をあてた分析がなされている。まず、明治 40[1907]年、大蔵省醸造試験所より技師鹿又親（東京税管鑑定部長）が月桂冠に派遣されたことをきっかけに東京大学出身の農学士浜崎秀を採用し、明治 42[1909]年 4 月に設立された大倉酒造研究所でサリチル酸⁸を使用していない瓶詰清酒を完成させた。次に、都市部の消費者はサリチル酸の入っていない清酒を望んでいると考えた明治屋⁹との特約店契約を結び、瓶詰清酒を全国へ浸透させ、販路拡大に成功した。

安岡[1993]では、月桂冠の大倉恒吉と四方合名会社（現在の宝酒造株式会社）の大宮庫吉を比較分析している。大倉は個人企業の経営者として、慎重に自己資金による企業規模を拡大し、昭和 2[1927]年に株式会社へ切り替えたものの現在でも上場していないこと、酒造経営の損益を正確に把握するために複式（洋式）簿記を導入（詳細は第 2 章（1）の西川[1996]）したことを特徴としている。一方の大宮は、被雇用者から経営陣の 1 人となってから積極的に競争会社の買収・合併を繰り返して規模を拡大させ、大正 14[1925]年に株式会社化、昭和 22[1947]年には株式公開している。

（3）西条酒造業に関する主な研究

村上[1979]は西条を中心に広島県全体の酒造業について、明治期から昭和期にかけて三大銘醸地となった過程を分析している。国内清酒生産量に占める広島県の割合は、明治 21[1888]年の 2.6% から大正末期には 4.8% まで高めた。その背景には、日清・日露戦争や第 1 次世界大戦といった戦争景気のたびに生産量を拡大させることで酒造業の基礎を築いたとされる。また、竹原・三津等の地域で開発された軟水醸造法による酒質の向上と画一化、西条酒としての宣伝等による競争力の強化により集積利益をもたらすことができたとしている。一方の加藤[1993]によると、三津町の三浦仙三郎、竹原町の頼鷹三郎や竹鶴友三郎といった指導者により西条（賀茂郡）酒造業は発展したとされる。特に、三浦は軟水醸造法を開発するだけでなく、講演や出版活動をとおした軟水醸造法の普及や、自家の従業員を杜氏として各酒造家へ派遣した。また、明治 27[1894]年の山陽鉄道の開通が販路拡大を可能にしたとし、大正 7[1918]年における酒売上高割合は、中国地方の 36.2%（賀茂郡を除く）に

対して、九州 17.6%，四国 11.2%，東京 9.5%まで割合を高めたとしている。

（4）その他の地域の酒造業に関する主な研究

青木[2003]は、専業型酒造家の灘・伏見等の大産地と地主型酒造家の東北の新興産地との産地間競争の中で、近代の北関東（埼玉、栃木、群馬）酒造業が発展した要因を考察している。まず、北関東の酒造家を地元・越後杜氏・近江商人の3つの出身地に区分し、専業型の越後杜氏、近江商人出身酒造家は、家・親族、同郷仲間ににより構成された組織力、醸造用水と醸造米の確保、確かな醸造技術によって、地主型の地元出身酒造家を淘汰していくとされる。次に、東京市場で灘・伏見等の大産地や東北等の新興産地との産地間競争を勝ち抜くために、酒造組合を中心に結束を強め、近代の北関東酒造業が発展したと主張する。

近江商人は好んで醸造業に進出したとされ¹⁰、近江商人の酒造経営に関する研究が行われている¹¹。たとえば、宇佐美[2006, 2007]では、山中兵右衛門の『奉公人請状』という史料を用いて、①出仕の年齢層が幅広いこと、②甲賀郡の出身者の割合が高いこと、③給金、登り年や年季の規定内容を説明している。また、上村[2014]によれば、吉村儀兵衛は下野国芳賀郡谷田貝町（現在の栃木県真岡市）に酒造業の出店を設けたとされる。享和2[1802]年から明治5[1872]年までの『御宗旨人別書』を用いて、①久下田店の員数は10～13人で、幕末期は9人となった、②近江出身者だけでなく越後出身者も含まれていることから、③杜氏、麹屋、働く者、めしたき、春屋という蔵人がいた、④酒造を蔵人に全てを任せず相談しながら、酒造労働の繁忙期には帳場（店方）の人が手伝うことがあった、⑤蔵方の作業内容によっては店方が干渉できなかったとしている。

（5）近世・近代酒造業研究の5つの側面

灘、伏見、西条とその他の地域の酒造業ごとに、近世・近代酒造業研究を概観してきた。近世・近代酒造業研究について、松井[1979]は、①杜氏を頂点とした季節的酒造労働に焦点をあてた研究（雇用的側面）や、②原料米・水を含めた酒造技術の向上（技術的側面）や③資本蓄積に関する研究（資本的側面）があると主張している。近年では、大島[2016]が、①雇用的側面や②技術的側面から、④酒の販売ルートに着目した研究（流通的側面）や⑤産地構成の変化に焦点をあてた研究（産地的側面）が行われるようになったと指摘している。次の図表1は、本章で確認した先行研究を①から⑤の側面に区分した表である。

図表1 近世・近代酒造業研究の5つの区分

① 雇用的側面	石川[1989a, 1989b, 1991], 宇佐美[2006, 2007], 上村[2014]
② 技術的側面	村上[1979], 石川[1989c], 加藤[1993]
③ 資本的側面	柚木[1940], 安岡[1993]
④ 流通的側面	柚木[1940], 柚木[1965], 石川[1989c], 二宮[2016]
⑤ 産地的側面	村上[1979], 石川[1989a, 1989b, 1989c, 1991], 加藤[1993], 青木[2003]

出典：松井[1979]・大島[2016]の5区分を参考に筆者作成

図表 1 を確認すると、二宮[2016]のような④流通的側面に焦点をあてた研究や、②技術的側面と⑤産地的側面に言及した村上[1979]のような複合的な研究もある。詳細は後述するが、醸造部門（①雇用的側面や②技術的側面）および販売部門（④流通的側面）における経営管理や財産管理（③資本的側面）のために計算や記録が行われていた。また、⑤産地的側面においても、酒造技術や杜氏・蔵人だけでなく会計処理の情報も共有されていたが、会計的側面の言及がない。次章では近世・近代酒造業研究を会計的側面から整理する。

第2章 近世・近代酒造業研究の会計的側面

本章では、近世・近代酒造業研究の会計的側面として、会計史研究と会計記録等を用いた経営分析に区分して整理する。

（1）近世・近代酒造業に関する主な会計史研究

小倉[1962]によれば、中井家支店群の1つ「太田屋」は、近世期の伊勢国一志郡（現在の三重県津市や松坂市）で酒造業を営んでいた際の販売部門の記録計算を分析し、勘定形式の不備や試算表が作成されない等の問題もあるものの複式決算が行われていたとし、「年々店棚卸損耗（現在の繰越欠損金）」が資産計上されていた点について近代的会計観があったとしている。また、小倉[1968, 1980]では醸造部門の考察が行われ、酒の仕込は季節的な作業で決算（9月）時点では仕掛品がなく（評価する必要がない）、内部生産過程の管理は物量計算で追跡し、最終段階で金額計算に移行していたとされる。

西川[1996]は、日本固有の簿記法（和式帳合）から複式簿記に切り替えられた時期を社史等の資料から明らかにしている。月桂冠では、複式簿記として最も古いもので明治24[1891]年から、売上簿、運賃簿、輸出簿等の営業関係、仕訳日記帳、総勘定元帳等の経理関係、製造費、材料買代費等の製造関係の他、給金簿、家事内訳簿等の約500冊と、明治26[1893]年まで旧式（和式帳合）の勘定帳が保存されている。複式簿記に切り替えた理由として、経営者の大倉恒吉が「旧来の帳簿では『原価や損益の計算が不明瞭で、正確に勘定が出来ぬ欠点を痛感し、是を洋式簿記に改めた』と回想している」¹²とされる。

最後の山地・藤村[2008]は小西家を事例として、江戸期より続く旦那=番頭ガバナンスの下で、家（イエ）としての店の存続を異なる思考から企図する旦那と番頭の確執から、複式簿記が採用されたとしている。明治31[1898]年に制定された家則では、「表」の営業部と「裏」の内事部が明確に分離されるが、他家の家憲でみられるような企業部門と家政部門の単純な分離ではなく、家長が主導した鉄道や銀行という未知の新事業部門と伝統的な酒造部門を分離するため、言い換えると、家長の「個人事業」と小西家（イエ）の「家業」との区分を明確に切り離したために、複式簿記導入の議論が出てきたと主張している。

（2）近世・近代酒造業に関する会計記録等を用いた経営分析の研究

小松[1970a, 1970b, 1971]では、備後国御調郡尾道（現在の広島県尾道市）の金屋の史料を用いた考察が行われている。文政6[1823]年から天保6[1835]年までの金屋は「他人資

本依存型酒屋」であったとし、「自己資本型酒屋」とする灘の嘉納家との比較分析を行っている¹³。また、文化元[1804]年から文政6[1823]年の『酒方勘定控吉郎右衛門』に米1石あたりの生産費の記録より、「複式簿記原理に立脚した合理的勘定方法を通じて、売上高一収入高による収益性の把握とともに、原価計算への強い関心を示していた」¹⁴とされる。

天野[1997]は、明治20[1887]年の所得税法の施行にともない作成された阿波国板野郡(現在の徳島県板野郡)の木内家文書『明治二十歳ヨリ 所得金分限調届書跡書 木内茂吉郎』を用いて、明治45[1912]年までの同家の所得構成を分析している。明治20年代前半は地主的所得と藍商所得を二本柱として所得額も1,000円を超えていたが、藍商所得が減少し始めた明治28[1895]年に酒造業へ進出したものの、明治41[1908]年に撤退したと推測している。また、明治27[1894]年から同34[1901]年までの酒造業の経営状況を分析し、清酒造石高は185石(33kl)から230石(41kl)で、利益率(所得/売上高)は2.1%から6.3%であった。日清・日露戦争により酒税が増税され、清酒製造原価に占める酒税の割合が3割から5割近くになると酒造経営を圧迫し、藍業への回帰につながったとされる。

上野山[2002]は、滋賀県高島郡(現在の滋賀県高島市)の福井家文書より所得構成を分析している。福井家の総所得は①酒造、②貸金、③地主の3部門で構成され、明治初期の1,000円未満から明治末期には5,000円(郡下第2位)にまで成長した。明治20年代は③地主所得が過半数を占めていたが、明治28[1895]年に始めた④株式公債投資が①酒造部門の赤字を補填し、明治40[1907]年には相当の配当金等収入があったと推測している。

三浦[2008]は、山口県都濃郡(現在の山口県周南市)の村井家文書¹⁵から酒造経営について分析している。明治20[1887]年の約140石(25kl)から明治32[1899]年には約670石(121kl)と5倍近い規模で成長を遂げた(明治31[1898]年度の山口県の平均醸造石高は約231石(42kl))。また、同時期の所得割合をみると、明治20[1887]年は総所得1,252円のうち酒造場所得238円(19.0%)から、明治32[1899]年は1,926円のうち803円(41.7%)と所得割合を高めていることを明らかにしている。

大豆生田[2016]は、栃木県芳賀郡真岡町(現在の栃木県真岡市)の近江商人辻家¹⁶の決算帳簿等を用いて、酒造業を中心に辻家の経営分析を行っている。明治14[1881]年から明治16[1883]年と明治18[1885]年の『店卸帳』¹⁷では「収入(酒販売額+在庫現在額)-支出(仕込額+酒買額+燃料使用額+酒税¹⁸など)」より酒造所得を計算していたとされる。また、原料の購入米や小作米は仕込額に含め、飯米等の賄い費用、杜氏や店員の給与、建物の修繕費用を「諸懸り」として処理していることや、明治43[1910]年から「得意先回り」や「電灯・電話・自転車費用」の項目が追加されていたことから、販路の維持拡大も行われていたと推測している¹⁹。明治44[1911]年には、善兵衛(7代目)によって積立金12,297円が設定され、「政府の保護」²⁰がある東京の銀行(三井銀行)に預けられていた。

第3章 近世・近代酒造業に関する会計史研究の展望

第1章・第2章で近世・近代酒造業に関する研究を整理してきたことをふまえ、本章では近世・近代酒造業の会計史研究の現状と課題を考察する。第1に、近代期において酒造経

當で獲得した所得（利益）や発生した費用をどのように認識・測定・計算したのか言及されていない。小倉[1962, 1968, 1980]では、近世期における日本固有の簿記法を用いた酒造経営の記録方法が明らかにされているが、近代期を対象とした小松[1970a, 1970b, 1971]などの酒造家の経営分析や大豆生田[2016]による酒造所得の算出方法が示されているだけで、どのような勘定を用いて記録されているのかを考察する必要がある。

第2に、日本固有の簿記法から複式簿記への転換過程が分析されていない。西川[1996]や山地・藤村[2008]において複式簿記導入は言及されているものの、中世から続く伝統産業である酒造業を対象とすることで、どのような過程を経て導入されていったのかも検討が可能だと考える。

第3に、所得税法や旧商法制定と複式簿記導入の関係をふまえた考察が必要である。清水[2010]は、明治期に開始された所得税と複式簿記導入の関係を示唆し、「特に第一次世界大戦期には高率の超過利潤税が課されたため、企業の複式簿記導入に影響を与えた可能性がある。これらは実証的に検討すべき課題であろう」²¹と述べている。

今後、上記3点の近世・近代酒造業の会計史研究が行われることで、会計学だけでなく経済学や経営学等の隣接する分野の発展にも貢献できると考える。

おわりに

本稿では、近世・近代期の酒造業に関する研究を整理し、会計史研究の展望を考察したが、ここでは3つの課題について述べる。第1に、CiNii・Google Scholar・J-STAGE・JAIROより「酒」・「醸造」・「杜氏」をキーワードに検索したため、すべての研究から考察できなかった。第2に、酒造業研究の9割を超えた清酒造業に限定したため、焼酎やビールなどの酒造業の考察も行うこと也可能である。第3に、白井・張[2010]でも指摘されているように、対象を酒造業ではなく酒として、経済的産物だけでなく文化的産物という視点からの検討が必要である。

参考文献

- 青木隆浩[2003],『近代酒造業の地域的展開』,吉川弘文館。
- 天野雅敏[1997],「所得税調査関係資料からみた阿波藍商の経営動向—明治中・後期の木内兵右衛門家を中心にして—」,『国民経済雑誌』,第175巻,第6号,1-15頁。
- 飯野幸恵[2015],「会計史研究と経営史研究の接点を探るための一試案～近世日本における三井家の経営と帳合法を例として～」,『嘉悦大学研究論集』,第58巻,第1号,25-47頁。
- 石川健次郎[1989a],「伏見酒造業における蔵人の出身地分布一大正5年の場合一」,『同志社商学』,第40巻,第5号,335-345頁。
- [1989b],「伏見酒造業における蔵人の賃金一大正5年の場合一」,『社会科学(同

- 志社大学)』, 第 42 号, 62-114 頁。
- [1989c], 「戦前期伏見酒造業における技術革新と市場開拓」, 『彦根論叢』, 第 262・263 号, 125-142 頁。
- [1991], 「伏見酒造業における蔵人の出身分布一大正 9 年の場合一」, 『社会科学 (同志社大学)』, 第 47 号, 177-188 頁。
- 臼井麻未・張貴民[2010], 「酒に関する地理学的研究の現状とその課題」, 『愛媛大学教育学部紀要』, 第 57 号, 227-236 頁。
- 上野山学[2002], 「明治期における地方名望家の役割と経営」, 『経済学論叢 (同志社大学)』, 第 53 卷, 第 4 号, 1-68 頁。
- 上村雅洋[2014], 『近江日野商人の経営史 近江から関東へ』, 清文堂出版。
- 宇佐美英機[2006], 「近江日野商人山中兵右衛門の奉公人請状」, 『彦根論叢 (滋賀大学)』, 第 359 号, 200-220 頁。
- [2007], 「明治期山中兵右衛門の奉公人請状」, 『彦根論叢 (滋賀大学)』, 第 365 号, 124-144 頁。
- 江頭恒治[1965], 『江州商人』, 至文堂。
- 大島朋剛[2016], 「酒造業史研究における『伏見酒造組合資料』の利用可能性」, 『京都大学経済資料センターニューズレター』, No.2, 4-6 頁。
- 大豆生田稔 (編) [2016], 『近江商人の酒造経営と北関東の地域社会 真岡市辻善兵衛家文書からみた近世・近代』, 岩田書院。
- 小倉栄一郎[1962], 『江州中井家帖合の法』, ミネルヴァ書房。
- [1967], 「わが国固有簿記法の展望」, 『彦根論叢』, 第 122/123 号, 70-90 頁。
- [1968], 「江州商人の工業会計」, 『滋賀大学経済学部付属史料館研究紀要』, 第 1 号, 1-50 頁。
- [1980], 「わが国固有帳合法の史的研究/9 江戸時代の工業会計—物量計算」, 『企業会計』, 第 32 卷, 第 9 号, 114-117 頁。
- 加藤慶一郎[1993], 「酒造業における産地構造の変化—明治・大正期の堺酒造業をめぐって—」, 『六甲台論集』, 第 40 卷, 第 1 号, 63-77 頁。
- 小松和生[1970a], 「近世後期における商人資本の帳合法—備後尾道・金屋の諸帳簿について—」, 『神戸学院大学経済学論集』, 第 2 卷, 第 1 号, 57-73 頁。
- [1970b], 「近世後期備後酒造資本の経営形態—尾道・金屋の場合一」, 『神戸学院大学経済学論集』, 第 2 卷, 第 2 号, 67-95 頁。
- [1971], 「近世備後酒の展開と生産構造」, 『神戸学院大学経済学論集』, 第 2 卷, 第 3/4 号, 71-95 頁。
- 佐々木重人[2011], 「会計史研究の意義と今後の課題」, 『会計史学会年報』, 第 30 号, 7-10 頁。
- 清水泰洋[2010], 「会計史研究と複式簿記：日本の経験への含意」, 『国民経済雑誌』, 第 202 卷, 第 3 号, 87-97 頁。

- 末永國紀[2012],「近江商人小森久左衛門家の経営」,『経済学論叢(同志社大学)』,第64巻,
第1号, 1-41頁。
- 鈴木敦子[2008],「近江日野商人山中兵右衛門家の出店経営一小田原店を中心にー」,『大阪
大学経済学』, 第58巻, 第1号, 41-79頁。
- [2009],「近江日野商人島崎泉司家の経営ー近世期における茂木本店を中心にー」,
『大阪大学経済学』, 第59巻, 第2号, 25-54頁。
- [2010],「近世期における山中兵右衛門家御殿場酒店の経営」,『Discussion Papers
In Economics And Business (大阪大学)』, 第10巻, 第9号, 1-29頁。
- 筒井正夫・久岡道武・山口悠[2012],「明治期における近江日野商人山中兵右衛門家の支店
経営一小田原店と伊豆南条店を中心ー」,『滋賀大学経済学部研究年報』, 第19
巻, 31-53頁。
- 西川登[1996],「社史に見る西洋式簿記の導入」,『商経論叢(神奈川大学)』, 第31巻, 第3
号, 99-135頁。
- 二宮麻里[2013],「明治期から大正期における灘酒造業ー問屋依存型販売からの脱却と新
興商人の酒類流通の参入ーー」,『福岡大学商学論叢』, 第57巻, 第3/4号,
307-340頁。
- [2016],『酒類流通システムのダイナミズム』, 有斐閣。
- 松井久美枝[1979],「伏見酒造業の展開過程ー19世紀中期より20世紀初頭にかけてー」,
『研究年報(奈良女子大学)』, 第23号, 77-100頁。
- 三浦壯[2008],「明治期における酒醸造業者と農工銀行に関する資料ー山口県都濃郡太華村
『村井家文書』目録・沙録ー」,『エネルギー史研究』, 第23号, 137-163頁。
- 村上誠[1979],「広島県における酒造業地域の形成と変貌」,『地域文化研究(広島大学)』,
第5巻, 1-23頁。
- 安岡重明[1993],「伏見酒造業における所有と経営」,『同志社商学』, 第45巻, 第2/3号,
1-22頁。
- 山地秀俊・藤村聰[2008],「明治期における小西家(小西酒造)の会計帳簿組織ー旦那=番
頭ガバナンスと近代的企業ガバナンスー」,『国民経済雑誌』, 第197巻,
第2号, 53-77頁。
- 山田盛太郎[1977],『日本資本主義分析』, 岩波書店。
- 柚木重三[1940],『灘酒経済史研究』, 象山閣。
- 柚木学[1965],『近世灘酒経済史』, ミネルヴァ書房。
- [1987],『酒造りの歴史』, 雄山閣出版。
- [1989],「日本における酒造業の展開ー近世から近代へー」,『社会経済史学』, 第55
巻, 第2号, 1-11頁。
- [1998],『酒造経済史の研究』, 有斐閣。

-
- ¹ 山田[1977], 31 頁; 青木[2003], 7 頁。
- ² 柚木[1987]の 1 頁に「昭和 60 年までの」という記載があるが、349 頁の「酒造史参考文献目録」には昭和 61 年発行の文献も記載されているため、本稿では昭和 61[1986]年までという表記にした。
- ³ 柚木[1989], 121 頁より引用 ([]部分は筆者追加)。小倉[1967]によれば、複式簿記とは、「借方貸方二面形式の勘定口座、取引の貸借複記、金額の貸借平均原理（試算表の成立）決算手続の機械的な仕組の巧妙さといった技術的仕組みを重視する簿記学者が多い」（小倉[1967], 71 頁）とされる。また、和式帳合については「わが国固有簿記法（帳合法）」（小倉[1967], 70-72 頁）と呼んでいる。
- ⁴ 佐々木[2011], 9 頁。
- ⁵ 小倉[1962], 序 3 頁。
- ⁶ 柚木[1940], 3 頁。
- ⁷ 柚木[1940], 20 頁。
- ⁸ 腐敗防止剤として利用されていたサリチル酸は、明治 37[1904]年の飲食物防腐剤取締規則によって禁止（清酒は 7 年後）され、明治 41[1908]年にはサリチル酸混入清酒の輸入停止をアメリカが発表した（石川[1989c], 129 頁）。
- ⁹ 明治屋は日本郵船に対する船舶食料品・雑貨納入という特殊事業を核とし、輸入食品・雑貨の卸売兼小売業者として明治 18[1885]年に磯野計によって横浜で事業を開始した。明治 44[1911]年には株式会社明治屋に改組し、大正 7[1918]年までに大阪・京都・神戸・金沢・名古屋・福岡・仙台・札幌・新潟に支店網を設立した（二宮[2013], 324-325 頁）。
- ¹⁰ 江頭[1965], 101-106 頁; 大豆生田[2016], 5 頁。
- ¹¹ 鈴木[2008, 2009, 2010], 末永[2012]や筒井・久岡・山口[2012]等がある。
- ¹² 西川[1996], 116 頁。
- ¹³ 小松[1970b], 81, 87 頁。
- ¹⁴ 小松[1970a], 64 頁。
- ¹⁵ 三浦[2008]によると、村井家の酒造業に関する資料が 98 種類、明治から昭和初期までの『酒製造帳簿』や『売上台帳』などが紹介されている。
- ¹⁶ 大豆生田[2016]によれば、辻家は宝暦期（1751 年～1764 年）に創業し、現在も真岡市で酒造業を営んでいる。
- ¹⁷ 大豆生田[2016]では、真岡店の出蔵（支店）の同時期の『店卸帳』の分析から、出蔵でも効率的な経営が行われていたとしている。
- ¹⁸ 明治 14[1881]年と同 15[1882]年は、酒税は「諸懸り」で集計されていた。
- ¹⁹ 大豆生田[2016]では販路拡大について詳細な分析が行われている。
- ²⁰ 大豆生田[2016], 105 頁。
- ²¹ 清水[2010], 93 頁。